

オンライン取引プラットフォーム規則監督管理弁法

(2025年12月18日付け国家市場監督管理総局、国家インターネット情報弁公室令第116号により公布、2026年2月1日より施行)

第一章 総 則

第1条 オンライン取引プラットフォーム規則（以下、「プラットフォーム規則」という）の制定、改正及び執行を規律し、オンライン取引の秩序を維持し、オンライン取引の各主体の合法的權益を保護し、プラットフォーム経済の健全かつ持続可能な発展を促進するために、「中華人民共和国電子商取引法」、「中華人民共和国消費者權益保護法」、「中華人民共和国サイバーセキュリティ法」等の法律に基づき、本弁法を制定する。

第2条 オンライン取引プラットフォーム事業者によるプラットフォーム規則の制定、改正及び執行活動の実施、並びに市場監督管理、インターネット情報部門による職責に基づく当該事業者に対する監督管理に、本弁法を適用する。

第3条 本弁法におけるオンライン取引プラットフォーム事業者とは、オンライン取引活動において、取引の双方又は複数の当事者がオンライン取引活動を独立して実施することができるように、ネットワーク上の事業場所、取引仲介、情報配信等のサービスを提供する法人又は非法人組織をいう。

オンラインネットワーキング、インターネットライブ配信等のネットワークサービス提供者が事業者ネットワーク上の事業場所、商品閲覧、注文生成、オンライン決済等のオンライン取引プラットフォームサービスを提供する場合には、本弁法に定めるオンライン取引プラットフォーム事業者に該当する。

第4条 本弁法におけるプラットフォーム規則とは、オンライン取引プラットフォーム事業者が不特定のオンライン取引の各当事者にサービスを提供し、プラットフォーム内取引に関する活動を管理するために事前に制定し、各当事者が順守するサービス利用規約及び取引規則の総称をいう。

プラットフォーム規則は、オンライン取引プラットフォームサービス利用規約、プラットフォーム内事業者に対する管理規則、プラットフォーム内取引及び紛争処理規則、個人情報保護規則、知的財産権保護規則等を含む。

オンライン取引プラットフォーム事業者が特定の主体と個別の協議を経て合意した広範な適用性を有しない合意は、本弁法に定めるプラットフォーム規則に該当しない。

第5条 オンライン取引プラットフォーム事業者は、プラットフォーム規則を制定、改正及び執行する場合には、公開、公平、公正の原則に従い、法律、法規、規則及び商業道徳、公序良俗を順守しなければならない。プラットフォーム規則を利用して国の利益、社会公共の利益を脅かし、又はオンライン取引の各当事者の合法的權益を侵害する行為を行ってはならない。

第6条 オンライン取引プラットフォーム事業者は、プラットフォーム規則の制定、改正及び執行を通じて、プラットフォーム内事業者によるプラットフォームの入会、退会及びプラットフォーム内での取引活動に対する管理を強化し、法により商品とサービスの品質保証、消費者權益の保護、公平な競争、信用の管理、情報セキュリティの管理、未成年者のインターネッ

ト上の保護、個人情報の保護、ネットワークとデータの安全な保護等に関する責任を果たさなければならない。

第二章 プラットフォーム規則の制定、改正及び執行

第7条 オンライン取引プラットフォーム事業者は、そのウェブサイト、アプリケーションプログラムのトップページの目立つ位置に、プラットフォーム規則情報又は上述の情報のリンクを継続的に表示し、かつ事業者及び消費者が手軽に、完全な形で閲覧、ダウンロードできることを保証しなければならない。

第8条 プラットフォーム規則の内容は、明確かつ明瞭で、閲覧、理解しやすいものでなければならない。

オンライン取引プラットフォーム事業者は、フォントを太字にする等の顕著な方法によりプラットフォーム規則のうち、料金徴収、紛争解決等の事業者、消費者と重大な利害関係を有する内容について注意を促し、その知る権利を保障し、かつ事業者、消費者の要求に基づき関連条項に対して解釈及び説明を行わなければならない。

第9条 オンライン取引プラットフォーム事業者は、技術的措置を講じ、プラットフォーム規則の表示ページに検索機能を設置し、事業者及び消費者がプラットフォーム規則の特定の内容を検索、閲覧できるように便宜を図らなければならない。

第10条 オンライン取引プラットフォーム事業者は、プラットフォーム規則を制定、改正する場合には、そのウェブサイト、アプリケーションプログラムのトップページの目立つ位置において公開で意見募集を行わなければならない。オンライン取引プラットフォーム事業者は、関連の各当事者が速やかかつ十分に意見を表明できるよう、必要な期間を確保し、かつ必要な技術的支援を提供しなければならない。

第11条 オンライン取引プラットフォーム事業者は、プラットフォーム規則の意見募集過程において受け取った意見を全面的にかつ事実即して整理・集約し、合理的な意見については十分に検討し、採用しなければならず、不採用の意見については合理的な理由を示さなければならない。関連資料は将来の調査に備えて保存しなければならず、保存期間は意見募集が終了した日から少なくとも3年とする。

第12条 オンライン取引プラットフォーム事業者が制定、改正したプラットフォーム規則は、少なくとも実施日の7日前までに公示しなければならない。

対象となるユーザー数が極めて多く、改正内容が比較的多く、関連の各当事者の重要な権益に関係するプラットフォーム規則については、少なくとも実施日の15日前までに公示しなければならない。

第13条 オンライン取引プラットフォーム事業者によるプラットフォーム規則の制定、改正が、関連の各当事者の重要な権益に重大な影響を及ぼす可能性がある場合には、本弁法第12条の規定に従い公示するとともに、その影響の程度に基づき合理的な移行期間を設定し、関連の各当事者が関連事項を適切に処理するために便宜を図らなければならない。

第14条 プラットフォーム内事業者、消費者がプラットフォーム規則の改正内容を受け入れず、プラットフォームの退会又は関連サービスの終了を要求した場合には、オンライン取引プラットフォーム事業者は、不合理な条件を設定する等の方法によりこれを阻止してはならない。

プラットフォーム内事業者、消費者が前項の規定に従い、プラットフォームの退会又は関連

サービスの終了を要求した場合には、オンライン取引プラットフォーム事業者は、改正前のプラットフォーム規則に従い事実に基づき料金返還等の関連の責任を負わなければならない、故意に遅延し、又は不当に拒絶してはならない。

第15条 オンライン取引プラットフォーム事業者は、プラットフォーム規則を改正する場合は、改正後のバージョンが発効する日以前の3年間のすべての過去のバージョンを完全な形で保存し、かつ事業者及び消費者が手軽に、完全な形で閲覧、ダウンロードできることを保証しなければならない。

第16条 オンライン取引プラットフォーム事業者は、事業者及び消費者が関連のプラットフォーム規則に同意することを強制又は誘導してはならず、関連のプラットフォーム規則をデフォルトで同意する選択肢として設定してはならない。ただし、事業者及び消費者の義務を増やさず、事業者及び消費者の権益を損ねない場合を除く。

第17条 オンライン取引プラットフォーム事業者は、プラットフォーム規則の重大事項に関する意思疎通・協議メカニズムを構築・整備し、定期的な協議、意見交換会、アンケート調査等の方法を通じて、関連の各当事者の重大な利害関係に係るプラットフォーム規則の制定、改正及び執行等の事項について常態的な意思疎通・協議を行わなければならない。また、意思疎通・協議過程において収集した意見を全面的にかつ事実に即して整理・集約し、合理的な意見については十分に検討し、採用しなければならない、不採用の意見については合理的な理由を示さなければならない。

第18条 オンライン取引プラットフォーム事業者は、プラットフォーム規則の制定、改正及び執行を通じて、オンライン取引活動において法律、法規、規則、商業道德、公序良俗に反する行為を規制し、関連の各当事者の合法的権益が侵害を受けないようにしなければならない。

第19条 オンライン取引プラットフォーム事業者は、プラットフォーム規則に基づき、プラットフォーム内事業者又は消費者に対してその権益にマイナスの影響を及ぼす措置を講じる場合には、法律、法規、規則又はプラットフォーム規則に違反した事実、理由及び根拠を告知し、かつ簡便な申立てのためのルートを設けなければならない。法律、法規に別段の定めがある場合には、その定めに従う。

プラットフォーム内事業者、消費者が申立てを提出した場合には、オンライン取引プラットフォーム事業者は、速やかに申立て事項を審査し、客観的かつ公正に処理しなければならない。人工知能等の技術的手段のみを用いて処理する場合に、申立人が人的判定を要求したときは、人的判定の方法により処理しなければならない。オンライン取引プラットフォーム事業者は、処理した後に、速やかに処理結果を申立人に告知しなければならない。

第20条 オンライン取引プラットフォーム事業者は、プラットフォーム規則の制定、改正及び執行過程において、プラットフォーム内事業者、消費者の申立ての権利に対して不合理な制限を設けてはならない。

第21条 オンライン取引プラットフォーム事業者は、プラットフォーム規則においてプラットフォーム内取引の紛争解決メカニズムを明確に定め、関連法の規定に従いプラットフォーム内取引に係る紛争の各当事者の立証責任を公平に設定しなければならない。一方の立証責任を合理的に軽減する場合には、オンライン取引プラットフォーム事業者は、信義誠実の原則に違反し、当該規則を濫用して関連の各当事者の合法的権益を侵害する行為を特定、防止及び処分するための措置を講じなければならない。

第22条 オンライン取引プラットフォーム事業者は、第三者機関及び人員にプラットフォー

ム規則の執行を委託する場合には、必要な研修を行い、かつ第三者機関及び人員による不適切な執行に起因して生じる法的責任を法により負わなければならない。

第三章 情報、ネットワーク及びデータの安全な保護

第23条 オンライン取引プラットフォーム事業者は、プラットフォーム内事業者、消費者に情報配信サービスを提供する場合には、プラットフォーム規則において目立つ方法によりプラットフォーム内の商品とサービス情報、取引情報、評価情報等の情報セキュリティ条項を明確に定め、プラットフォーム内事業者、消費者に対して法律、法規及び国の関連規定を順守し、違法な情報を制作、複製、発信、拡散してはならず、不適切な情報の制作、複製、配信、拡散を予防、制止するための措置を講じなければならないことを要求しなければならない。

第24条 オンライン取引プラットフォーム事業者は、公開、公平、公正の原則に従い、プラットフォーム規則においてプラットフォーム内事業者が個人情報を処理する上での規範を法により明確に定め、プラットフォーム内事業者との間の個人情報保護に関する権利と義務を合理的に確定しなければならない。

第25条 オンライン取引プラットフォーム事業者は、プラットフォーム規則を通じて、そのプラットフォームに接続する第三者の製品及びサービス提供者のネットワークデータの安全保護義務を明確にする場合には、関係者の権利及び義務を法により規定し、ネットワークデータの安全管理の強化を督促しなければならない。

オンライン取引プラットフォーム事業者は、プラットフォーム規則を利用して、ユーザーのネットワークデータを違法に処理する、正当な理由なくユーザーのネットワークデータの権益を制限する等の法律、行政法規で禁止されている活動に従事してはならない。

第26条 未成年者のユーザー数が極めて多く、又は未成年者層に対して顕著な影響を有するオンライン取引プラットフォーム事業者は、公開、公平、公正の原則に従い、専用のプラットフォーム規則を制定し、プラットフォーム内事業者の未成年者に対するネットワーク保護義務を法により明確に定め、かつ未成年者ユーザーが法により享有するネットワーク保護に関する権利及びネットワーク上で侵害を受けた場合の救済手段を目立つ方法により提示しなければならない。

第四章 プラットフォーム内事業者の権益の保護

第27条 オンライン取引プラットフォーム事業者は、プラットフォーム規則を利用して、次の各号に掲げるプラットフォーム内事業者の自主的な事業活動に対して不合理な制限を設け、又は不合理な条件を付す行為を行ってはならない。

(一) プラットフォーム内事業者に対して、返品を伴わない返金等の販売後の責任を強制し、又は形を変えて強制し、その合法的権益を損ねる。

(二) プラットフォーム内事業者に対して、事業活動にとって必ずしも必要ではない付加価値サービスの提供を強制し、又は形を変えて強制し、その事業コストを増加させる。

(三) プラットフォーム内事業者に対して、宣伝、販売促進活動への参加を強制し、又は形を変えて強制する。

(四) プラットフォーム内事業者に対して、特定のプラットフォームにおいてのみ事業活動

を行うことを強制し、又は形を変えて強制する。

(五) プラットフォーム内事業者の自主的な事業活動に対して不合理な制限を設け、又は不合理な条件を付すその他の行為

オンライン取引プラットフォーム事業者は、プラットフォーム内事業者に対して、その価格決定ルールに従い、コストを下回る価格での商品の販売又はサービスの提供を強制し、又は形を変えて強制し、市場競争の秩序を乱してはならない。

第28条 オンライン取引プラットフォーム事業者は、プラットフォーム規則を利用して、次の各号に掲げるプラットフォーム内事業者から不合理な料金を徴収する行為を行ってはならない。

(一) 重複して料金を徴収する。

(二) 料金を徴収するだけでサービスを提供せず、又はサービスの提供が不十分である。

(三) プラットフォーム自身が負担すべき費用を転嫁する。

(四) プラットフォーム内事業者からその基礎的な経営データの提供に対する料金を徴収する。

(五) プラットフォーム内事業者に対して、サービスの購入又は宣伝、販売促進活動への参加を強制し、又は形を変えて強制し、かつ料金を徴収する。

(六) 明らかに不合理な保証金等の形式を利用して、形を変えて料金を徴収し、又は料金基準を引き上げる。

(七) その他の不合理な料金を徴収する。

オンライン取引プラットフォーム事業者は、プラットフォーム規則を利用して、同一の商品又はサービスを提供する状況の下で、同等の取引条件を有するプラットフォーム内事業者に対して価格差別を行ってはならない。

第29条 オンライン取引プラットフォーム事業者は、プラットフォーム規則においてプラットフォーム内事業者の関連の行為に対して違約金又は損害賠償金を設定する場合には、違約金の金額又は損害賠償金の計算方法を合理的に設定しなければならない。プラットフォーム規則に従い違約金又は損害賠償金を徴収する場合には、対応する計算根拠と方法を告知しなければならず、プラットフォーム規則を利用して、合理的な水準を明らかに逸脱している違約金又は損害賠償金を徴収してはならない。

第五章 消費者権益の保護

第30条 オンライン取引プラットフォーム事業者は、プラットフォーム規則の制定、改正及び執行過程において、消費者の権利を排除又は制限し、自己の責任を軽減又は免除し、消費者の責任を不合理に加重してはならない。具体的には、次の各号に掲げる事由を含む。

(一) 消費者に負担を要求する違約金又は損害賠償金が法定金額を超え、又は合理的な金額を明らかに逸脱している。

(二) 消費者が法により商品又はサービスを自主的に選択する権利を排除又は制限する。

(三) 消費者が法により違約金又は損害賠償金の支払いを請求する権利を排除又は制限する。

(四) 消費者が法により苦情、通報、調停請求、仲裁申請、訴訟提起を行う権利を排除又は制限する。

(五) 消費者の権利を排除又は制限し、自己の責任を軽減又は免除し、消費者の責任を不合

理に加重するその他の事由

第31条 オンライン取引プラットフォーム事業者は、プラットフォーム規則を利用して、消費者が知り得ない状況の下で、同一の商品又はサービスに対して、同等の取引条件において異なる価格又は料金基準を設定してはならない。

第32条 消費者がオンライン取引プラットフォーム事業者から提供される会員サービスを購入する場合には、オンライン取引プラットフォーム事業者は、取り決めたサービス期間内にプラットフォーム規則を一方向的に改正する方法を通じて、無断で追加料金を徴収し、又は会員の権益を損ねてはならない。消費者が会員サービスを継続的に購入する前に、オンライン取引プラットフォーム事業者は、目立つ方法によりプラットフォーム規則のうち会員の権益と関係がある変更内容を消費者に告知しなければならない。

予見することができない客観的状況によりオンライン取引プラットフォーム事業者が従来のプラットフォーム規則に従い消費者に関連のサービスを提供することができなくなり、消費者が会員サービスの終了を求めた場合には、本弁法第14条の規定に従い処理しなければならない。

第六章 監督管理

第33条 市場監督管理、インターネット情報部門は、職責に基づきプラットフォーム規則の制定、改正及び執行活動に対する監督管理を強化し、かつ手掛りの移送、情報共有、協議・検討・判断等の業務メカニズムを構築・整備しなければならない。

市場監督管理、インターネット情報部門が法により監督管理活動を実施する場合には、オンライン取引プラットフォーム事業者は、これに協力し、必要なデータ、技術的支援及び援助を提供し、かつ提供するデータの真実性、正確性を確保しなければならない。

第34条 オンライン取引プラットフォーム事業者がプラットフォーム規則制度を構築し、消費者団体、第三者機関及び専門家による助言、評価等の方法を通じて、各当事者のプラットフォーム規則に対する意見を十分に聴取することを奨励する。

第35条 オンライン取引プラットフォーム事業者が年次プラットフォーム規則コンプライアンス報告書を公表し、プラットフォーム規則の制定、改正及び執行状況に対してコンプライアンス自己評価を実施し、かつ社会からの監督を受けることを奨励する。

オンライン取引プラットフォーム事業者が第三者機関を招聘又は委託し、プラットフォーム規則に関する外部コンプライアンス評価報告書を作成することを奨励する。

第36条 省級以上の市場監督管理、インターネット情報部門は、専門家による審査の実施等の方法を通じて、各自の管轄区内のオンライン取引プラットフォーム事業者のプラットフォーム規則の制定、改正及び執行状況に対して意見を提出し、かつ速やかに関連のオンライン取引プラットフォーム事業者にフィードバックし、プラットフォーム規則の制定、改正及び執行メカニズムの最適化を指導することができる。

第37条 市場監督管理、インターネット情報部門は、本弁法の規定に従いプラットフォーム規則の監督管理の職責を履行する過程において、行政検査が法的根拠に基づき、厳格かつ規範的に、公正かつ礼節をもって、的確かつ効率的に行われることを確保し、オンライン取引プラットフォーム事業者、プラットフォーム内事業者の正常な事業活動が不必要な干渉を受けないようにしなければならない。

第38条 オンライン取引プラットフォーム事業者がプラットフォーム規則の制定、改正及び

執行過程において、次の各号のいずれかの事由に該当する場合には、市場監督管理、インターネット情報部門は、職責に基づき関連の責任者に対して行政指導を行い、状況の説明、是正措置の実施を要求することができる。

- (一) オンライン取引に関する法定義務の履行が不十分である。
- (二) オンライン取引に対する世論に重大なマイナスの影響を及ぼす事案が発生した。
- (三) 市場監督管理、インターネット情報部門が日常の監督管理においてオンライン取引の秩序にマイナスの影響を及ぼす可能性がある問題が存在することを発見した。
- (四) プラットフォーム内事業者、消費者等の関連の当事者の合法的権益が保障されていない。
- (五) 行政指導が必要なその他の事由

第七章 法的責任

第 39 条 オンライン取引プラットフォーム事業者に次の各号に掲げるいずれかの行為があった場合には、「中華人民共和国電子商取引法」第 81 条の規定に従い処罰する。

(一) 本弁法第 7 条の規定に違反し、そのウェブサイト、アプリケーションプログラムのトップページの目立つ位置に、プラットフォーム規則情報又は上述の情報のリンクを継続的に表示しない。

(二) 本弁法第 10 条の規定に違反し、要件に従い公開で意見募集を行わない。

(三) 本弁法第 12 条第 1 項の規定に違反し、規定の期間に従いプラットフォーム規則の内容を事前に公示しない。

(四) 本弁法第 14 条第 1 項の規定に違反し、プラットフォーム内事業者がプラットフォーム規則の改正内容を受け入れず退会を求めたが、不合理な条件を設定する等の方法によりその退会を阻止する。

第 40 条 オンライン取引プラットフォーム事業者が本弁法第 8 条第 2 項、第 11 条、第 14 条第 2 項、第 16 条、第 20 条、第 29 条、第 30 条、第 32 条第 1 項の規定に違反し、法律、行政法規に定めがある場合には、その定めに従う。法律、行政法規に定めがなく、市場監督管理部門の職責に該当する場合には、市場監督管理部門が期限付きの是正を命じ、1 万元以上 10 万元以下の過料を科すことができる。

第 41 条 オンライン取引プラットフォーム事業者が本弁法第 23 条から第 26 条までの規定に違反し、法律、行政法規に定めがある場合には、その定めに従う。法律、行政法規に定めがなく、インターネット情報部門の職責に該当する場合には、インターネット情報部門が期限付きの是正を命じ、1 万元以上 10 万元以下の過料を科すことができる。

第 42 条 オンライン取引プラットフォーム事業者が本弁法第 27 条第 1 項、第 28 条第 1 項の規定に違反した場合には、「中華人民共和国電子商取引法」第 82 条の規定に従い処罰する。

オンライン取引プラットフォーム事業者が本弁法第 27 条第 2 項の規定に違反した場合には、「中華人民共和国不正競争防止法」第 30 条の規定に従い処罰する。

オンライン取引プラットフォーム事業者が本弁法第 28 条第 2 項の規定に違反した場合には、「中華人民共和国価格法」第 40 条、「価格違法行為行政処罰規定」第 4 条の規定に従い処罰する。

第 43 条 オンライン取引プラットフォーム事業者が本弁法第 31 条の規定に違反した場合に

は、「中華人民共和国消費者権益保護法」第56条第1項の規定に従い処罰する。

第44条 オンライン取引プラットフォーム事業者がプラットフォーム規則を利用して独占行為を行った場合には、「中華人民共和国独占禁止法」の規定に従い処罰する。

第45条 市場監督管理部門は、本弁法に従いオンライン取引プラットフォーム事業者に対して行政処罰の決定を下した後に、法により国家企業信用情報公示システムを通じて社会に公示しなければならない。

第八章 附 則

第46条 プラットフォーム規則の制定、改正及び執行活動の監督管理が法によりその他の関係部門の職責に該当する場合には、その他の関係部門が関連規定に従い執行する。

第47条 本弁法は、2026年2月1日より施行する。

【出所】 国家市場監督管理総局、国家インターネット情報弁公室

https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/fgs/art/2026/art_85b474fc5a08494bb60ca6a280b98d7d.html

※本資料はジェトロが政府公表資料に基づき独自に作成した翻訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。